

転居された方へ

自動車も 変更登録が 必要です。



手続きをしないと、

納税通知書が届かない、継続車検がすぐに受けられない
などの不都合が生じます。

必ず、転出先住所を所管する運輸支局、軽自動車検査協会等
で車検証の変更登録を行ってください。

すぐに変更登録ができない方は・・・

**ひとまず、
納税通知書の送付先を
変更しておきましょう。**

軽自動車については、市町村に
お尋ねください。



**今すぐ
電子申請を!**

● 問い合わせ先

岐阜県自動車税事務所

〒501-6192 岐阜県岐阜市日置江2648-3

TEL : 058-279-3781

E-mail : c21309@pref.gifu.lg.jp



岐阜県自動車税
住所変更ホームページ